

新規立地促進税制の要件が緩和されました

平成 28 年 3 月 31 日までの間に、雇用等被害地域(注 1)を有する市町村の復興産業集積区域（特定復興産業集積区域）内に、新設された法人は、指定後 5 年間、課税が発生しないよう特例が受けられます。

- (1) 指定の日から同日以後 5 年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- (2) 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

(注 1) 津波浸水区域を有する沿岸 15 市町。

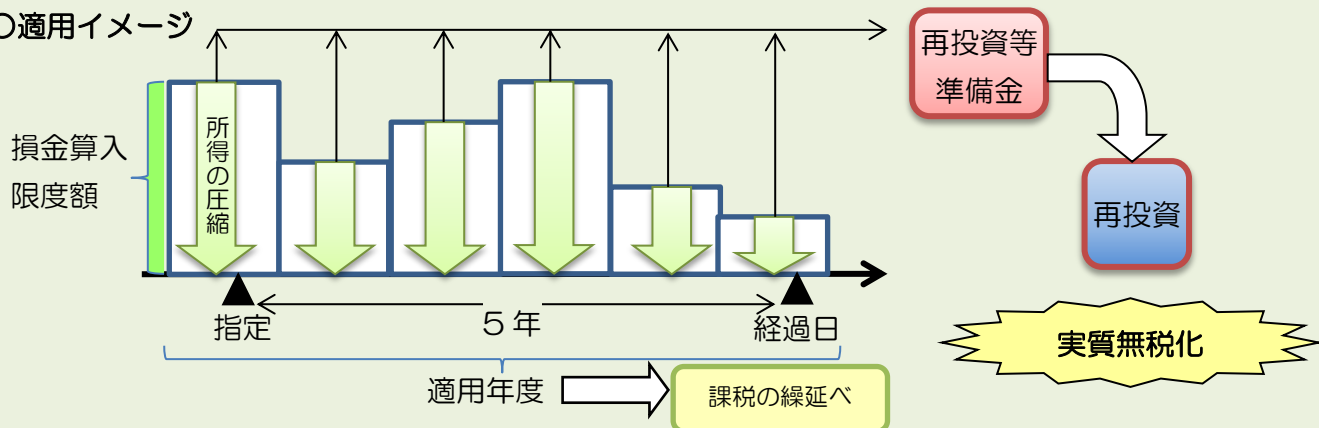
(注 2) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・被災者を 5 人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が 1,000 万円以上であること。
- ・特定復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。ただし、以下の 2 つの要件を満たす場合には、事業所を区域外へ設置可能。
 (※法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること。)
 (※ 区域外へ設置する事業所の従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の 30%又は 2 人のいずれか多い人数以下であること。)
- ・指定を受けた事業年度に 3 億円以上(中小法人等は 3,000 万円以上)の機械又は建物等の取得等を行うこと。

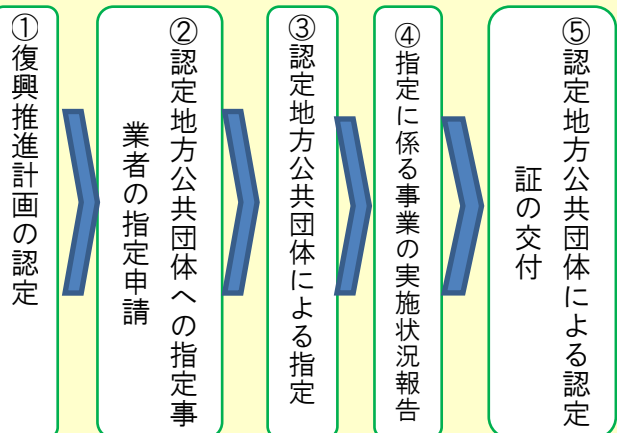
(注 3) 本措置、特別償却・税額控除、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

要件緩和に
係る部分

○適用イメージ



★指定・認定の流れ



★申請等窓口

◎申請等窓口は各復興特区によって異なっておりますので、下記ホームページリンク先にある特区ごとの問い合わせ先へご連絡ください。

HP アドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/fukkkousuisinnkeikaku.html>

◎資料に関するお問い合わせ

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

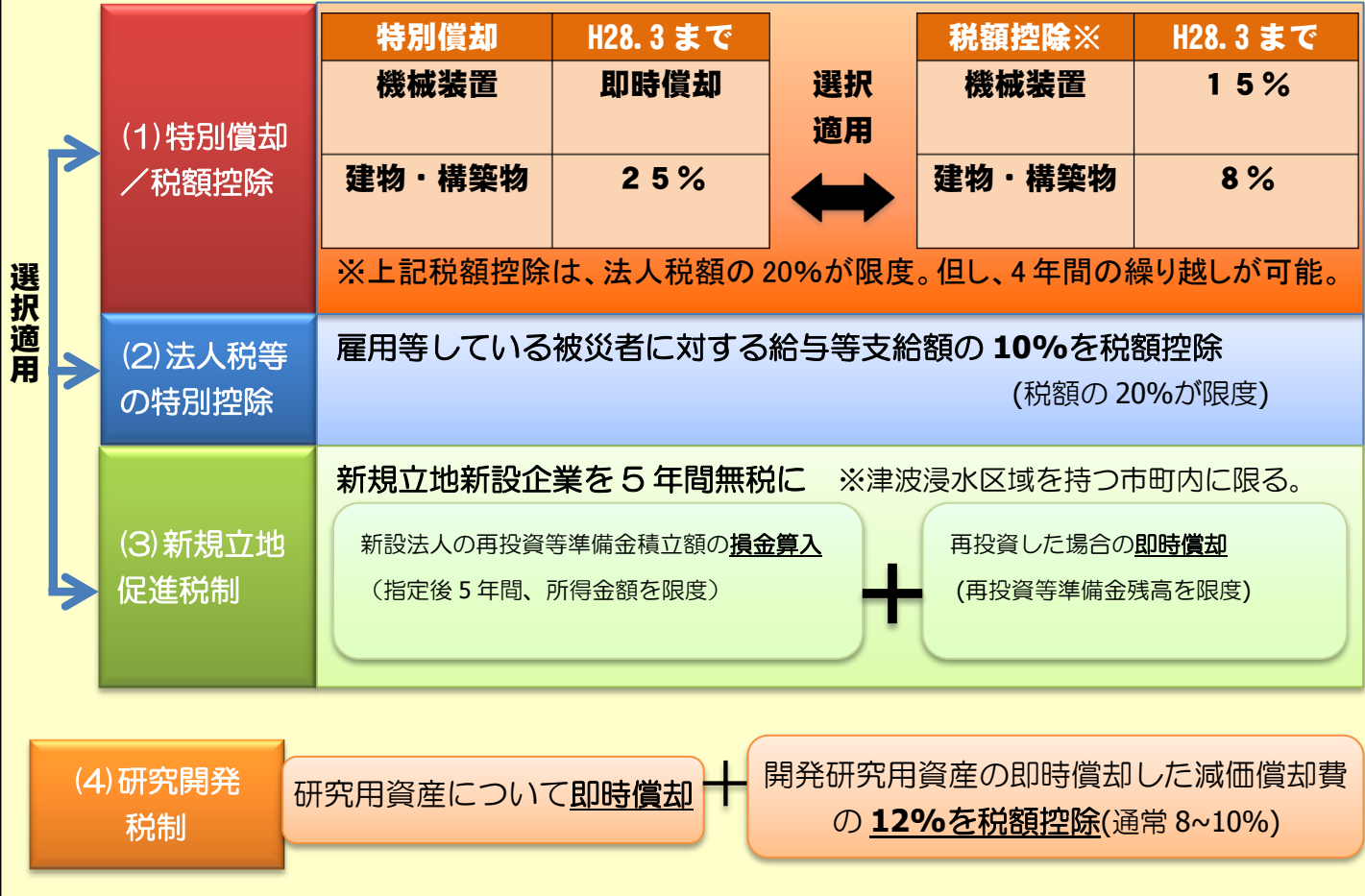
TEL : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 2 5

復興特区における税制の優遇措置について

復興産業集積区域内※において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

《国税》 ※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください

(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>)



《地方税》

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち、(1)、(2)、(4)の指定を受けた場合）は、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。

事業税（県）

不動産取得税（県）

固定資産税（市町村）

※復興産業集積区域について

（定義）復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域

→区域は地番等により、詳細に定められております。詳しくは各復興推進計画問い合わせ先へご連絡ください。

（参考 HP：宮城県内特区一覧）<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/fukkkousuisinnkeikaku.html>